

令和 2 年 5 月 1 日

学童クラブ保護者の皆様

千代田区児童・家庭支援センター
所長 安田 昌一

緊急事態宣言発令にかかる学童クラブの休止期間延長について

平素は学童クラブをご利用いただきありがとうございます。

現在実施している学童クラブの原則休止について、緊急事態宣言が延長される見込みであることから、休止期間を5月末日まで延長することといたします。(休止期間については、今後の状況により変更となる場合があります。)

長期にわたりご不便をおかけしますが、感染拡大防止のため、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、特別な事情により、ご家庭での対応が特に困難な場合には、各クラブにご相談のうえ、「緊急事態宣言下における学童クラブ利用申出書」をご提出ください。

また、特別な事情により児童を受け入れる場合でも、万が一、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、直ちに事業を休止し、その後14日間当該クラブを閉室することとなります。

問合せ

ご利用の学童クラブにお問い合わせください。